

# 目 次

政策提言の概要	1
はじめに	2
<b>第1章 東日本大震災における発災直後の物資支援等の実態と分析</b>	<b>2</b>
第1節 遠野市が実施した物資に係る後方支援活動	2
1 遠野市の立地環境	2
2 発災時における後方支援の内容	3
3 なぜ遠野市はこれほど支援できたのか	4
第2節 後方支援が受けられなかった自治体の状況－宮古市の例	5
1 宮古市による被害状況	5
2 発災時における宮古市の状況	6
第3節 岩手県の役割と対応	7
1 連絡調整	7
2 情報収集	7
3 物資支援	7
4 遠野市（後方支援拠点）との連携	7
第4節 東日本大震災における対応から見えてきた教訓と課題	8
1 一の基礎自治体における処理能力の限界	8
2 都道府県と市町村の連携不足	8
第5節 物資支援に係る現行法制の仕組み	8
1 災害対策基本法における物資に係る規定	8
2 市町村と都道府県の地域防災計画の調整	9
<b>第2章 三重県及び松阪市の被災時における課題</b>	<b>9</b>
第1節 松阪市における被災時の状況	9
1 松阪市の立地環境	9
2 南海トラフ地震における被害予測	9
第2節 被災時の三重県における課題	9
第3節 被災時の松阪市における課題	10
<b>第3章 政策提言</b>	<b>11</b>
提言1 三重県中部地域における『広域地域』の創設	11
提言2 都道府県地域防災計画の策定に対する市町村の関与	12
提言3 大規模実践型訓練の実施と事前準備の徹底	13
おわりに	14

# 三重県中部地域における市町村区域を越えた『広域地域』の創設 と支援物資を中心とした関係機関等の役割について

～大規模災害から住民の命を守るために～

## <概要>

### 【政策提言の概要】

東日本大震災において、岩手県遠野市が「後方支援拠点」として機能したことから、沿岸部の被災地に円滑に支援が行われたところ。一方、後方支援は一の市町村のみでは対応が困難。東日本大震災における各主体の活動等を検証し、三重県松阪市を中心とした三重県中部地方が被災した場合の物資支援を中心に、被災団体、近隣団体及び都道府県の役割や、見直しが必要な事項等について、提言を行う。

### 1. 東日本大震災の実態と現行法制

- 遠野市が後方支援拠点として物資等の支援実施。沿岸被災地に大きく貢献。一方で一団体での対応には限界も。
- 交通遮断により初期に遠野市からの支援が受けられなかった宮古市では、職員は限界を超えた対応。
- 岩手県は、市町との十分な連携が図れず、県物資センターの物資は十分活用されず。
- 災対基本法上、県地域防災計画への市町村の関与の規定がない。等

### 2. 三重県、松阪市の課題

- 三重県構想では、沿岸部の松阪市への支援を沿岸部拠点が行うこととしている。
- 県と市町との具体的な役割や県職員の配置等が具体的に示されていない。
- 松阪市計画では、物資の仕分等を松阪市職員のみが対応することとなっている。
- 市に全国の自治体からの受援に係る計画がない。
- 市では、関係機関との訓練が不足、住民の防災意識も不安。等

### 3. 政策提言

#### 【提言1】

- ◇被災地の近隣市町村が、被災を自らの被災と捉え、一体となって被災対応を行う『広域地域』としての連携構想を創設。
- ◇三重県を北・中・南の3地域に分け、松阪市の存する中部地域では、松阪市・津市・伊賀市・名張市・明和町・多気町・大台町をもって広域地域を構成。
- ◇津波被害の場合は、沿岸部の松阪市・津市及び明和町を「被災団体」、内陸部の伊賀市を「後方拠点設置市」、名張市、多気町及び大台町を「後方近隣団体」と位置付け。
- ◇それぞれの主体の役割は、次のとおり。
  - ①「被災団体」は、避難所の開設や安否確認などの「住民の命を救う」対応を担う。
  - ②「後方拠点設置団体」は、後方拠点の設置・運営、物資の仕分等を担う。
  - ③「後方近隣団体」は、後方拠点から前方拠点、各避難所等への配送と、避難所の運営支援等を担う。
  - ④「三重県」は、全国への支援物資要請・搬送、広域地域内団体間の連絡調整等を担う。
  - ⑤「ボランティア」は、発災直後においては、後方拠点での物資仕分、炊出し等を担う。

#### 【提言2】

- ◇都道府県地域防災計画への市町村の関与として、次の二点を提言。
  - ①県計画作成の審議会等に、市町村の防災担当者を多数参画させる。
  - ②災対基本法に、県計画の作成の際における「関係市町村の同意を要する協議」を創設する。

#### 【提言3】

- ◇大規模実践型訓練の実施と事前準備の徹底
  - ①実践的訓練により、問題点の把握、住民への周知・啓発ができるほか、関係機関との関係が密接に。
  - ②後方拠点の建物やスペース、ヘリポート等の整備は、広域自治体である三重県が整備。
  - ③社会福祉協議会（ボランティア対応）、地域内事業者（飲食物・ガソリン等の確保、物資運搬、道路啓開等）との事前協定の締結が必要。
  - ④自衛隊等関係機関との連携を図るため、「三重県中部地域連絡会議（仮称）」の設置。